

6 葛子施第 424 号
令和 6 年 7 月 16 日

各児童養護施設長 殿

葛飾区長 青木克徳
(公印省略)

令和 6 年度施設調査書（児童養護施設）の提出について（依頼）

社会福祉施設の運営につきましては、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、昨年本区が児童相談所設置市になったことに伴い、令和 6 年度より施設調査書を本区に提出していただくこととなります。

「施設調査書（児童養護施設）」を下記により作成し、関係書類とともにご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 施設調査書記入上の注意点

- (1) 施設調査書の作成時点は、原則として、**令和 6 年 4 月 1 日**現在とします。
ただし、会計経理関係は、令和 5 年度決算時点となります。
- (2) 令和 6 年 4 月以降開設の施設については、令和 5 年度実績の記入は不要です。

2 提出書類

「施設調査書（児童養護施設）」 データでご提出ください。

※調査書の内容は、基本的に東京都の同調査書に準拠した内容としていますが、区独自の項目を追加している箇所がございます。

該当箇所：運営 P 3, 5, 11, 22

(質問項目が増減したページを記載)

3 提出期限

令和 6 年 8 月 23 日（金曜日）

なお、指導検査の日程により上記の提出期限にかかわらず、個別に提出期限の連絡をさせていただくことがあります。あらかじめご承知おきください。

4 作成方法

通知と一緒に送付いたしました、「施設調査書（児童養護施設）」を使用し、内容を入力してください。
もし、お送りした施設調査書のデータが使用できないなどの問題が生じた場合、様式を印刷したものを送付するなど、対応させていただきますので、下のお問い合わせ先までご連絡ください。

※区のホームページより様式をダウンロードいただくことも可能です。

[児童養護施設の指導検査について | 葛飾区公式サイト \(katsushika.lg.jp\)](https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000011/1000069/1011978/1034211.html)

<https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000011/1000069/1011978/1034211.html>

5 提出方法

作成済みのデータは、葛飾区子育て施設支援課あてにメールでご提出ください。

(提出先)

112100@city.katsushika.lg.jp (子育て施設支援課メールアドレス)

※メールでの送信が難しい場合は、恐れ入りますが、下記まで郵送をお願いします。

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1

葛飾区 子育て施設支援課 指導検査係 宛

6 その他

令和6年度指導検査基準等については、葛飾区ホームページよりご確認ください。

- 指導検査実施要綱・実施方針・検査基準等のページ（上記、施設調査書をダウンロードいただけるページと同じになります。）

[児童養護施設の指導検査について | 葛飾区公式サイト \(katsushika.lg.jp\)](https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000011/1000069/1011978/1034211.html)

<https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000011/1000069/1011978/1034211.html>

ご不明な点などございましたら、下の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

葛飾区子育て支援部子育て施設支援課

指導検査係

電話：03（5654）8618

FAX：03（5698）1533

※FAXを送信される際は、ご一報ください。